

# 「V-CUBE オンプレミス」ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書は、株式会社Vcube（以下「V-cube」といいます）の著作物たる「V-CUBE オンプレミス」ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）に関し、お客様とV-cubeとの間に成立する使用許諾の条件を定めることを目的とした法的拘束力を有する契約書であり、民法548条の2が定める定型約款に該当します。見積書に対応する発注書面中で発注者となるお客様（以下単に「お客様」といいます）は、(a)見積書に対応する発注書面をV-cube又はV-cubeから本ソフトウェア製品の提供に関するパートナーとして認定された「V-CUBE パートナー」に交付すること、(b)本ソフトウェア製品の使用を開始することのいずれかが発生したことによって本契約書を契約の内容とする旨に同意した時点をもって、本契約書の個別の条項についても同意したものとみなされます。

## 1 本ソフトウェア製品について

- 1.1 本ソフトウェア製品は、著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む）及び著作権に関する条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（*Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works*）、万国著作権条約（*Universal Copyright Convention*）、世界知的財産機関設立条約（*Convention Establishing the World Intellectual Property Organization*）及びこれらの条約を含みますがこれらに限りません）をはじめ、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。
- 1.2 本ソフトウェア製品の価格は、本契約書で明示的に規定する諸条件を前提に設定されています。V-cubeがお客様の要望により本契約書で明示的に規定する諸条件の変更に同意する場合、本ソフトウェア製品の価格も、当該変更に応じて変更されるものとします。

## 2 使用許諾

- 2.1 お客様は、日本国内に設置されたV-cubeが許諾するサーバハードウェアに本ソフトウェア製品をインストールすることを、V-cubeに依頼することができます。お客様は、V-cubeによる特別な許諾がない限り、本ソフトウェア製品を自らインストールすることはできません。
- 2.2 V-cubeは、本ソフトウェア製品を使用する権利を、見積書に対応する発注書面中で発注者となるお客様のみ許諾します。
- 2.3 本ソフトウェア製品は、V-cubeからお客様に対し使用を許諾されるものであり、販売されるものではありません。
- 2.4 お客様は、2.1に規定するサーバハードウェアのトラブル復旧のためのバックアップ目的に限り、本ソフトウェア製品のバックアップデータを1つ作成することができます。

## 3 保守サービス

- 3.1 V-cubeは、本ソフトウェア製品のアップグレードその他の保守サービスを、別途締結する契約に基づいて、お客様に提供する場合があります。
- 3.2 保守サービスの一部としてV-cubeからお客様に提供された追加のソフトウェアコードは、本ソフトウェア製品の一部とみなされ、本契約書の規定が適用されるものとします。

## 4 著作権等

本ソフトウェア製品（ソフトウェアコード及び画面表示部分を含みますがこれらに限りません）、仕様書、説明書、手順書等のマニュアルの著作権ほか知的財産権は、V-cubeに帰属し、お客様には移転しません。

## 5 禁止事項

お客様は、次の行為をしてはなりません。

- (i) 本ソフトウェア製品のソフトウェアコードを自ら閲覧し又は第三者に開示漏洩すること
- (ii) 本ソフトウェア製品をその技術的な制限を回避する方法で使用する
- (iii) 本ソフトウェア製品を改変、翻訳、結合、分離、修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること
- (iv) 本ソフトウェア製品を2.4の規定によらずに複製すること
- (v) 本ソフトウェア製品を第三者が複製できるように公開（自動公衆送信、送信可能化を含みますがこれらに限りません）すること
- (vi) 本ソフトウェア製品の全部又は一部を使用して本ソフトウェア製品の派生製品を作成すること
- (vii) 本ソフトウェア製品又は本ソフトウェア製品を使用する権利を販売、頒布、譲渡、サブライセンス、レンタル、リース、貸与（ASP提供による時間貸しを含みますがこれに限りません）又は担保設定すること
- (viii) V-cubeの商標若しくはサービスマークを除去すること
- (ix) 本ソフトウェア製品のバックアップデータを本ソフトウェア製品と並行して使用すること

## 6 保証

- 6.1 V-cubeは、本ソフトウェア製品の商品性、品質満足度並びにお客様の特定目的への適合性を含みいかなる種類の保証も行いません。
- 6.2 V-cubeは、本ソフトウェア製品が仕様書、説明書、手順書等のマニュアルに従っても実質的に動作しない場合、検収後6か月間に限り、V-cubeの判断に基づき交換又は修補のいずれかの対応をするものとします。
- 6.3 6.2に規定する事態が、天災その他の不可抗力、お客様若しくは第三者の故意若しくは過失、誤用その他異常な条件下での使用等、V-cubeの責に帰さない事由により生じた場合、V-cubeは、6.2に規定する対応をする義務を負わないものとします。
- 6.4 V-cubeの責任は、お客様が本ソフトウェア製品について実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定され、その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、又は付随的損害を含みますがこれらに限りません）に関しては一切責任を負わないものとします。

## 7 解除

- 7.1 お客様が本契約書に違反した場合、V-cubeは、本契約を即時に解除できます。その場合、お客様は、本ソフトウェア製品をサーバハードウェアから完全に消去し、また仕様書、説明書、手順書等のマニュアルを破棄し、使用を継続してはならないものとし、V-cubeが特に求めた場合は、完全な消去及び破棄を行なったことを証明しなければならないものとします。
- 7.2 7.1に規定する解除は、V-cubeによる別途の損害賠償請求を妨げないものとします。

## 8 第三者ソフトウェア

- 8.1 V-cubeは、本ソフトウェア製品とともに、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者ソフトウェア製品」といいます）を提供する場合があります。第三者ソフトウェア製品につき本契約書と別の契約書が付属する場合は、第三者ソフトウェア製品は当該契約書に従い取り扱われるものとします。
- 8.2 V-cubeは、第三者ソフトウェア製品の操作方法、瑕疵等に関してサポートを何ら提供するものではなく、その商品性、品質満足度並びにお客様の特定目的への適合性を含みいかなる種類の保証も行いません。
- 8.3 V-cubeは、第三者ソフトウェア製品の使用又は使用不能から生じる直接損害、その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、又は付随的損害を含みますがこれらに限りません）に関しては一切責任を負わないものとします。

## 9 相当の事由がある場合の変更

- 9.1 V-cubeは、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づいて、お客様の事前の承諾を得ることなく、本契約書の内容を変更できるものとします。
- 9.2 V-cubeは、前項の定めに基づいて本契約書の変更を行う場合は、変更後の内容を、V-cubeのウェブサイト上に表示し又はV-cubeの定める方法により通知することでお客様に周知するものとします。

10 紛争解決

10.1 本契約書は、日本法に準拠して解釈されるものとします。

10.2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

11. 情報管理

V-cube は、V-cube の定める情報セキュリティ基本方針 (<https://jp.vcube.com/isms/security>) 及び個人情報保護方針 (<https://jp.vcube.com/privacy>) に則り、お客様情報を管理・保護します。

以上

2020年3月30日改定